

第七回 国会 地方行政委員会 議 録 第三十五号

昭和二十五年五月二日(火曜日)

午後一時四十九分開議

出席委員

委員長 中島 守利君

理事生田 和平君 理事大泉 寛三君

理事川本 末治君 理事青家 喜六君

理事野村 孝太郎君 理事藤田 義光君

理事久保田 鶴松君 理事大石 ヨシエ君

河原伊三郎君 小玉 治行君

清水 逸平君 田中 豊君

吉田吉太郎君 龍野喜一郎君

床次 徳二君 大矢 省三君

門司 亮君 池田 峯雄君

出席政府委員

全国選挙管理委員会事務局長 吉岡 恵一君

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

五月二日

委員高橋英吉君及び吉田吉太郎君辭任につき、その補欠として淵上房太郎君及び前尾繁三郎君が議長の指名で委員に選任された。

五月二日

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案(内閣提出第一五八号)(参議院送付)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案(内閣提出第一五八号)(参議院送付)閉会中審査に関する件

○中島委員長 これより会議を開きます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案を議題といたします。ただいままで予備審査でありましたが、ただいま本付託になりましたので、本案を議題といたします。しかし本案は参議院において修正されており、この点について政府委員の説明を聴取したいと存じます。

○吉岡政府委員 法案の参議院において修正になりました箇所を説明を申し上げます。

第十三条の第一項第四号の表でございますが、これは区に対する事務費の基準をきめておるものであります。原案におきましては十万人以上の区と、十万人以下の区と二つにわけておつたのであります。十万人以下の区におきましては、五万人未満の区が相当ございまして、三十八あるのであります。それから十万人以上の区におきまして、十五万人を越える区もございまして、そういうものを市と異なつて二段階にするのは相当でないという御意見が原因になりました。十万人未満のところは十万人から五万人までとそれから五万人未満というように一段階ふやし、それから十万人以上の方も十五万人以上の区というように別に一段階を設けまして、十万人未満の区につきましては、従来よりも多少減少したのであります。十万人以上の区につきましては、従来よりも少し金額で事務費の基準をきめたのであります。

す。ここで申し上げておきますが、十万人以上の区は、東京だけあります。四区ございまして、

それから次は第五項の修正であります。第五項は区分を修正いたしました。第五項は、おのづかの区分の金額をそれぞれ増加させまして、区において減少する金額と、市において増加する金額を大体において一致をさせました結果、予算の総体には移動がございまして、結局大都市の区から市へ事務費をふやしてやつたというふうなところになるのであります。その結果大阪府におきましては、これは市と区との事務費を合せたものでございまして、二百万円近く、京都市においては四十万円近く、名古屋市は百五十万円程度、神戸市が約六十万円、横浜市が約百万円、東京都が約四十万円減少いたしました。それ以外の市がそれぞれ一百万円程度から十二万円程度増加することになるのであります。

○中島委員長 これより質疑を続行いたします。

○床次委員 ただいまの修正の報告であります。第一案、第二案、第三案とありますが、これはどういふ区別でありますか。

○吉岡政府委員 これは第一案を採用してあります。

○門司委員 ごく簡単に伺いたいのですが、選挙費用の問題はいろいろの問題を起すと思うのですが、昨年の参議院の選挙の際には国の出した七億七千万円というのが非常に不足をして、全

国で約一億八千万円ばかり不足が出ました。それがために、市町村に非常な迷惑をかけて決着がつかない、つかない、たような例があつたのであります。この点については今度こういう基準がはつきり定められて、この基準が高いとか、安いとかというものは別問題といたしまして、基準がはつきり定められました以上は、そういう市町村に間違ひがあるかどうか伺いたい。

○吉岡政府委員 この法律が定りますと、この前の参議院の選挙におけるような手違ひはよほど少くなる。ただ参議院の解散による総選挙の場合におきましては、どうしても予測しないとき、解散がございまして、予算をとるのがどうしても遅れる場合がございまして、従つて選挙の費用を法律がきめておりました。なか／＼予算がきまりませんと具体的に選挙の経費がきまりませんので、今度の参議院の選挙におけるように早くからはわからないのであります。従来に比べますれば、解散による総選挙の場合は、この法律が通りますれば非常に違つて来ると考えます。

○門司委員 私の心配いたしておりましたのは、今御答弁になりました点であります。参議院は御承知のようにいつ解散になるかわかりませんが、ところがこの法律案の内容を見ますと、大體時期的にいろいろと考慮されて、正月の選挙の場合とか、あるいはその他費用の比較的天くさんかかります場合においてのことが、多少少しん

ます場合においてのことが、多少少しん

しやくされておるようではあります。が、実際上の問題といたしましては、選挙にあたりましてはきつめて多くの費用がかかるということも御存じであります。また期日が限られておりましたので、選挙の執行にあたりましては、やむを得ざるきつめられたほかの出費があるようなことが、私は直接の市町村の管理委員会でも多くあると思ひます。それは餘裕が十分にあるかどうかという点、それからさらに一つ一つについて伺ひたいと思ひます。すことは、先日地方自治体の警察官の諸君が参りまして、選挙取締りに対する費用が、前年度は国から出したが、本年度もやはり国からこれを出してもらつて、何とかしてやらねえと、取締りの関係で非常に経費が少なくて困るというところを聞いておるのであります。この選挙費用というものは、そういうものが全部含まれておるのかどうか。それからさらに選挙費用が、特に選挙取締りに関する費用というものは、先ほど申し上げておりますように、この中に十分繰り込まれておるかどうか。

○吉岡政府委員 今お話の第一点は、こういう基準を定めておりますれば、大蔵省と予算を折衝してきめまされ、も、やはり何にも基準がない場合と違つて、きつめて早く、大體においてこれの線に沿つてきつめ得ると存じますので、従つて法律ができた、できな

いとでは、非常な違ひがあります。ま

な程度に修正せられんことを希望いたしましたして、本法案に賛成するものであります。

○中島委員 他に討論の通告がございませんで、これをもつて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。本案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○中島委員 起立議員。よつて本案は原案の通り可決されました。

なお衆議院規則第八十六條による報告書作成の件は、委員長一任に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員 御異議なしと認め、さよう決します。

○中島委員 次にお諮りいたします。閉会中審査に関する件を議題といたします。

本委員会におきましては、本会期中は地方税法案を初めといたしまして、八件の法案の審査を終了し、また地方自治、地方財政、警察及び消防に関する国政調査等、地方行政の円滑なる運営を期するために努力いたしましたのであります。本日までに三十五回開会いたしました。第七回開会日は本日をもって終了することになっておりますので、閉会中も継続して審査をいたしたいと考えます。しこうして国会法第四十七條第二項の規定により、院の決議を要するので、議長に閉会中も継続して審査したき旨申し出たいと思ひますが、その手続等万般については、委員長に御一任を願ふこととし、申出書を提出するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員 御異議なければさうに決します。

次にお諮りいたしますが、閉会中の審査が認められなかった場合、従来の消防に関する小委員会、競犬法起草に関する小委員会、特別市制に関する小委員会をそれぞれ継続してその審査を続けたいと思ひますが、この点御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員 御異議なければさうに決します。

次に本委員会に付託になりました法案その他委員会に必要な処置はこれである、地方税法に関する問題が御承知のような状態にあります。その結果としていかなる法案が当委員会に付託になるかわかりません。本委員会は散会しません、休憩の状態において私はこの問題を適宜処理したいと思ひます。地方財政に関する責任は当委員会が持つておるのであります。現在のような状況において地方財政の不安は極に達しております。この問題に対するお互いの責任は重大でありますから、どうぞこの点はさう御承知を願ひたい。

この機会に委員長としてごあいさつを申し上げます。

○藤田委員 第七国会も本日閉会になります。新聞その他の報道によりますれば、常任委員長の更迭といふことがうわさされております。權威ある報道でないの、一応われ／＼参考として拜見いたしておるのであります。ただいま中島委員長から申された通り、重要法案であります地方税法案その他委員会として、今後相当

長期間にわたり、慎重真剣に研鑽すべき問題が山積いたしております。警察の問題もそのまゝになっております。この際当委員会の一委員として特に委員長にお願いしたいことは、かかる際におきましては、党利党略を離れまして、先輩まことに御苦労ではあります。が、常任委員長の重責を継承されまして、当委員会の内容の充実にさらに特段の御努力をお願いしたい。政見を超越しまして、私個人の意見を申し述べさせていただきます。皆さんの御配慮をお願いしたいと思ひます。(拍手)

○中島委員 一つしんでごあいさつ申し上げます。長い間委員長としてたいへん御同情ある御援助を得まして、まず今日まで参りました。私は御承知のようにまことに浅学非才であります。こゝろ重責を背負つておるはなはだ私には困難であると平素考へておるのであります。どうか地方自治のため平素抱懐しておりました理想を実現したいと思ひます。第七国会におきまして次第であります。第七国会におきまして非常重要な法案であります地方税法、それらの審議にあたりまして、私どもは理想とは反しておりました。はた遺憾の点がありまして、すでにその委員長の報告と同時に辞表を提出したのであります。しかるに兎の關係においてこれを容認されず、現在まで参つた次第であります。今回は私は辞職が許可されるものと考えております。

ただいま藤田委員よりまことに感激いたします。さうございまして、はなはだ私から申せばかつてでありましたが、御承知のように病後でありまして、人間は体力が伴わなければなりませんと、私は病後体力が弱つて、十分に皆さんの御期待の通りに活躍することができませんので、今回は何となくも辞退したいと思ひます。が、これは一面から言つて、私の信念と私の体力との二つを考へまして、さういふことにいたしました。考へるのではありません。せつかくの御厚情に對して、かようなことを申し上げて申訳ありませんが、どうぞ御了解をお願いいたします。とにかく第七国会におきまして、またその以前の国会におきましても、大体地方行政委員各位はそのまま、あまり変動がないのであります。その間甚大なる御支援を受けまして、まことにありがたく、私は一生の間に深く記念をしておきたいと思ひ次第であります。ここに一つしんで長い間の皆さんの御同情ある御援助に對しましてお礼を申し上げます。(拍手)

〔速記中止〕

○中島委員 速記を始めてください。

宣告します。萩田自治庁次長に質問がありますので、出席をたび／＼要求いたしました。が、いまだに出席しませんでした。けなはだ私は審議上おもしろくないと思ひます。しかしこれは自由意思でありますので、その意思を拘束することができませんから、いたしかたない。いづれ次会に議ることとし、本日はこれで休憩しておきたいと思ひます。

これにて休憩いたします。

午後二時三十分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案(内閣提出第一五八号)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年六月十日印刷

昭和二十五年六月十二日発行

衆議院事務局

印刷部 印刷局